

4 指定基準の概要（人員基準及び設備基準）

○療養介護

人員基準	医師	・健康保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準以上
	看護職員	・療養介護の単位ごとに、常勤換算で利用者数を2で除した数以上
	生活支援員	・療養介護の単位ごとに、常勤換算で利用者数を4で除した数以上 ・1人以上は常勤
	サービス管理責任者	・利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ・1人以上は常勤
	管理者	・原則として管理業務に従事するもの ・管理業務に支障がない場合は他の職務と兼務可
設備基準	医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備	